

倉敷市立短期大学外部アドバイザー委員会規程

(平成23年1月26日教授会決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、倉敷市立短期大学学則（平成6年倉敷市規則第7号）第66条の規定に基づき、外部アドバイザー委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、本学の教育活動の編成、研究活動、地域貢献活動等運営に関する事項について協議及び評価し、評価結果や意見を学校運営に反映させることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会の委員の数は、5人以上とする。

2 委員は、本学の教育・研究の発展に関し広くかつ高い見識と理解を有する学外の有識者のうちから、企画運営協議会の推薦により、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から翌年度末までとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、再任することができる。

2 学長が特別の事情があると認めた場合は、任期満了前に解職することができる。

3 委員の職にある者が任期中、転退職した場合、後任者を補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

第5条 委員は、委員長の求めに応じ、その目的を達成するため、意見を述べるものとする。

(会議)

第6条 委員長は学長とし、必要に応じて、委員による会議を招集し、これを主宰する。

2 委員会は、原則として年2回以上開催する。

3 学長は、必要に応じて、教職員を委員会に出席させることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は無償とし、費用弁償は行わない。

(報告)

第8条 委員の意見は、個人を特定せず、委員会での意見として取りまとめ、その概要をホームページ等で公表するとともに、教授会に報告するものとする。

(秘密の保持)

第9条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、事務局が所管する。

(その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日学長決定)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。